

提案型協働事業募集要項

(平成 22 年度募集)



～ 目 次 ～

1	提案型協働事業の目的	1
2	提案できる市民活動団体	1
3	提案対象となる事業	2
4	参考：平成 22 年度実施提案型協働事業（平成 21 年度募集/選考）	2
5	事業期間	3
6	事業経費・積算基準	3
7	審査・選考	5
8	提案事業の公表	6
9	募集から事業実施までの手続き	7
10	事業実施後の手続き	8
11	提出書類	9
12	提出期間	9

1. 提案型協働事業の目的

福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題の解決や，市民サービスの向上，市民のニーズに応えるため，市民の視点から事業提案をしていただき，市民活動団体と市が協働で行うことで，地域の課題の解決，市民サービスの向上を図るものです。

市民力を行政経営に活かします！！

市民活動団体と市との協働事業の推進
新たな公共の構築に向けてのツールづくり
市民視点による行政サービスの展開
市政の透明化とスリム化
団塊世代を含む新たな雇用促進



2. 提案できる市民活動団体

提案応募できる市民活動団体は，次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

1. 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された法人であること。
2. 国分寺市内に活動拠点又は連絡場所があり，公益性，公開性を有し，「こくぶんじ市民活動センターに登録している団体」で，次のいずれにも該当すること。
 - (1) 代表者を含み 3 人以上の役員を置き，かつ，構成員に 5 人以上の国分寺市民がいること。
 - (2) 1 年以上継続した活動を行っていること。
 - (3) 団体の運営に関する会則，規約に基づき運営され，予算・決算を適正に行っていること。

「市民活動団体」とは，次の要件をすべて満たしているもの

1. 公益性のある活動であること。（社会全体の利益を目的としていること。）
2. 収益を分配しないこと。（収益を関係者だけで分けないこと。）
3. 民間であること。（市民力が源であること。）
4. 自発的であること。（誰かや何かに強制されて行うものでないこと。）
5. 公に組織されていること。（会則があり，入会・退会の自由が約束されるなど，民主的に運営されていること。）
6. 自己統治していること。（政治団体・宗教団体などから運営介入を受けていないこと。）

『市民活動団体と国分寺との協働 2004・2005』より抜粋

3. 提案対象となる事業

対象となる事業は、以下の要件をすべて満たしていること。

- 1 国分寺市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働で行うことにより、地域や社会の課題を解決することにつながる事業。
- 2 既存事業、新規事業いずれの場合においても、具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業。
- 3 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより、相乗効果が期待できる事業。
- 4 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業。
- 5 予算の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体が実施可能な事業。
- 6 担当課と信頼関係を築き共に理解しあいながら意欲的に取り組むことができる事業。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治、選挙活動に係るもの
- (4) 実施が伴わないもの
- (5) 新規事業は、国、地方公共団体及びその他の団体から、助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 提案時点で既に協働事業で実施されている事業

既存事業

- ・市が直接実施をしている事業
- ・市が民間事業者に委託をしている事業で契約が満了となる事業

新規事業

- ・市も市民活動団体も実施をしていない新たな事業

新規事業の場合には、市が(団体と協働で)行う必要がある事業なのかを審査会で判断します。協働事業は団体の行う事業に対する補助ではありません。

4. 参考:平成 22 年度実施提案型協働事業(平成 21 年度募集/選考)

平成 21 年度に事業提案があり、審査会が選考をした平成 22 年度実施の協働事業

事業名	実施団体	事業所管課	事業期間
「生ごみ減量・たい肥化が市民の常識となる国分寺市を目指して」事業	5303(ごみゼロ讚)の会	環境部 ごみ対策課	平成 22 年度 (単年度事業)
まちのキーパーソン発掘事業	NPO 法人市民テーブルこくぶんじ	市民生活部 協働コミュニティ課	平成 22 年度 (単年度事業)

5. 事業期間

平成 22 年度募集提案型協働事業は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 までに完了するもの。

6. 事業経費・積算基準

協働事業の事業経費については、市で設定した積算基準を用いて事業を所管する担当課と十分に相談して過不足のないように積算をして下さい。既存事業、新規事業のいずれも、事業実施後に精算の手続きをしていただきます。

なお、既存事業（市が既に取り組んでいる事業）の事業経費は当該事業の平成 22 年度予算額を超えないものとします（人件費を含む）。

諸経費

事業実施にかかる直接経費の 10 パーセント以内の額で諸経費の計上ができます。

協働事業を行ううえで、間接的に必要となる事業報告会や評価会等へ参加をする際の人件費や交通費などは直接経費からではなく、この諸経費から支出をしてください。団体と担当課による毎月の定期的な会議や報告書の提出などの人件費や交通費は直接経費で積算をしてください。

団体の運営に係る諸経費、諸税については諸経費から支出して構いません。消費税については団体が当該年度課税対象団体で、提案する事業に対する消費税を納税する予定の場合は、諸経費ではなく直接経費の中に費目を設定し必要な金額を計上してください。消費税は、各年度の決算後の翌年度に納付をすることになりますので、決算時には仮払い金（消費税）として、消費税の納税相当額を計上（支出）して決算・精算してください。後日消費税を納税した場合には担当課に納税の確認ができる書類を提示してください。担当課で確認し、コピーさせていただきます。

精算について

協働事業では協定書を結び、業務委託契約の手続きを行います。事業の実施にあたり当該年度の委託金額を超えて支出をする場合には団体の負担となりますので、事業担当課と十分な調整をしたうえで予算の積算をしていただき、事業実施にあたっては計画的に予算執行をしてください。

当該年度の事業終了時、委託金に余剰金が生じた場合には戻入の手続きをして市に返還をしていただきます。

なお、諸経費は直接経費の 10 % 以内で予算計上できますが、当該年度終了時の実際に支出をした直接経費に対する 10 % までの金額で精算をしていただきます。10 % を超えて支出をしている部分は団体の負担金としていただき、余剰金が生じた場合は返還していただきます。

積算基準

【 人件費 】

「一般事務的な業務に従事する者」については、下表のA～Cの業務分類に応じて時給単価を設定します。「その他専門性を有する業務に従事する者」の時給単価については、市の専門職員の賃金・ハローワークの賃金情報等の客観的根拠に基づき設定します。

事業を実施するにあたって必要な人件費を適正に積算し、適切に運用をして下さい。

分類	業務内容	時給単価	参考とした価格
A	簡易な補助業務	850 円	臨時職員賃金
B	企画立案・業務遂行をある程度の責任をもって実施する業務	1,200 円	嘱託職員賃金
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	2,500 円	正規職員賃金
D	その他高度な専門性を必要とする業務		客観的根拠を要する

【 諸経費 】

諸経費は、組織を継続的に運営するのに要する費用であって、直接事業費以外の事務用品費、地代家賃、通信交通費、光熱水費、租税公課等を含むものです。諸経費の計上は、諸経費を除いた直接事業費の総額の10%以下とします。

$$\text{諸経費} = \text{直接事業費} \times \frac{10}{100}$$

【 費目・例 】

費目	内容
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費・法定福利費（健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険）
保険料	傷害保険，損害賠償保険等
租税公課(*1)	事業に関連して生じる租税公課（印紙税等）
謝礼	講師謝礼 市の謝礼基準に準ずる
交通費	事業に関わるスタッフ等の交通費（電車・バス等）
事務用品費	消耗品費，備品購入等
賃借料	会場の借上げ料等
通信費	郵便・電話代等
印刷費	募集チラシ・資料・報告書などの印刷費等
消費税(*2)	課税対象団体のみ計上
諸経費	事業費の10%以下

(*1)租税公課とは、法人税、住民税及び事業税(事業税外形標準課税部分を除く。)、消費税以外のものをいいます。具体的には、固定資産税、都市計画税、自動車税、不動産取得税、印紙税、登録免許税、身体障害者雇用 納付金、事業税外形標準課税部分などの公租、公的な課金、罰金、過料等の課金を言います。

(*2)消費税については、当該年度について事業提案をする団体が課税団体で納税をする場合に計上します。消費税の費目は他の費目に流用等は出来ないものとします。

(その他)費目間の流用等は出来るだけ行わないように十分に計画して積算し、事業実施中も計画的に支出をすること。流用等を行う場合は事前に市担当課に相談をすること。

7. 審査・選考

審査と選考は、国分寺市協働事業審査会(識見者3名, 市部長職3名の6名で構成)が行います。第一次審査は書類審査, 第二次審査はプレゼンテーション審査で, 審査基準に基づいて審査を行います。

- 1 第一次審査は書類審査を非公開で行います。その際には提案された事業を所管する担当課長の意見, 及び政策経営課や財政課, 協働コミュニティ課の各課長からの所見等を参考に審査します。この第一次審査において公開で実施する第二次審査のプレゼンテーションに進む提案を決定します。一次審査の選考結果はすべての団体に通知します。
- 2 第二次審査のプレゼンテーション審査は, 市報や市のホームページで広く市民に呼びかけて, 公開で行います。協働事業を提案した団体から事業内容についての説明をしていただきます。その後, 提案した市民活動団体と担当課長に対して提案内容などについて審査会委員が質問をします。

提案されたすべてのプレゼンテーションが終了した後, 担当課長と提案団体からの聴取結果と一次選考時の意見など総合して, 協働事業審査会が平成23年度に実施をする協働事業を選定します。この選定作業は非公開で行い, 結果はすべての団体に通知します。

< 基本的な審査基準 >

1	事業の目的	市民や地域のニーズ, 社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また, 市が関わる必要性が認められるか
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり, 今後の協働事業のモデルとなり得るか
3	実現可能性	実施体制, 実施方法やスケジュールが合理的で, 実現可能性は高いか
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき, また, 相乗効果・波及効果が期待できるか
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり, また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか

第一次審査（書類審査）

書類審査は、審査基準の7項目を1点から6点の点数制で評価を行います。

<判断基準>

6点	評価できる
5点	やや評価できる
4点	どちらかといえば評価できる
3点	どちらかといえば評価できない
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

第二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査は、審査基準の7項目を1点から4点の点数制で評価を行います。



<判断基準>

4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない

8. 提案事業の公表

選考過程における公正性や透明性を確保するため、個人情報には配慮のうえ、提案された協働事業の概要や団体名をホームページで公表します。

また、プレゼンテーション審査の開催時には、「協働事業提案書」（様式第1号から第4号）を来場者に資料として配布します。



9. 応募から事業実施までの手続き

提案型協働事業の応募から事業実施までの具体的な手続きは次のようになります。
(提出書類等は説明会開催時のもので、後日、変更・追加になる場合があります。)
なお、事業の実施は当該年度予算が確定した後となります。

1 応募（事業提案）

必要な書類を作成，7月30日までに協働コミュニティ課へ提出して下さい。
応募を希望する団体は7月23日までに提案事業の概要を協働コミュニティ課へお知らせ下さい。なお，提案する事業の経費については積算基準を用いて積算して下さい。

提出書類 1. 提案書 2. 企画書 3. 収支予算書 など 9ページ「11. 提出書類」を参照

2 担当課割り振り・調整会議

8月上旬に市側の担当課を決定し，通知します。市の担当課と調整会議を行い，提出している書類に修正が必要な場合は，9月10日までに修正した書類を再提出して下さい。

提出書類 修正があった場合は... 1. 提案書 2. 企画書 3. 収支予算書 など

3 一次審査（非公開・書類審査）

10月上旬に提出された提案を協働事業審査会で審査します。
第一次審査は書類審査を非公開で行います。審査の結果は提案団体に通知します。

4 二次審査（公開・プレゼンテーション）

10月下旬に，第一次審査を通過した提案を提案団体にプレゼンテーションしていただき，協働事業審査会で審査します。第二次審査のプレゼンテーションは公開で行います。

5 審査結果公表

第二次審査の結果は，提案団体に通知するとともに，市ホームページで公開します。

6 協定書の作成・締結

第二次審査で実施する協働事業として選考された事業の提案団体は，市の担当課と最終調整を行い，詳細な役割分担などを決定し，協定書を作成・締結します。

7 契約の締結

平成23年4月1日以降，団体と市は事業の実施のため契約を締結します。

8 事業の実施

協定書，契約書に基づき，協働事業の利点を活かして事業を実施して下さい。
協働事業のパートナーである団体と市担当課は，定期的に事業の実施状況を確認し合い，当初の目標や目的を達成するために常に改善していく意識をもって事業を実施して下さい。
受益者である市民の満足度等を確認するアンケートの実施なども積極的に実施して下さい。

提出書類 業務着手届（市の委託契約手続きによる）

10. 事業実施後の手続き

協働事業を実施した市民活動団体と市の担当課は、事業の実施後に事業報告、自己評価会等をしていただきます。また、市民公募委員を加えた国分寺市協働事業審査会による第三者評価を実施します。

事業実施後の手続きは次のようになります。

1 事業の終了

事業が終了したら、速やかに完了届を提出して下さい。

提出書類 業務完了届（市の委託契約手続きによる）

2 事業報告書の提出

平成24年4月16日（月）までに事業報告書を作成し、担当課へ提出して下さい。

提出書類 事業報告書（指定する書式で、次の4つの書類で構成されています）

1.事業報告書 2.事業概要報告書 3.精算・決算書 4.苦情受付対応件数票

3 精算手続き

委託金に余剰金が生じた場合には、市へ返還をしていただきます。

担当課が戻入の事務手続きを行い、「戻入通知書」を発行します。その通知書により指定の金融機関を通じて余剰金を納付して下さい。

4 自己評価会の実施

平成24年4月25日（水）までに市の担当課と自己評価会を実施して下さい。

自己評価会は、市民活動団体と市担当課のそれぞれが作成をした「ふりかえりシート」を基に意見交換等を行い、両者で一つの「自己評価票」を作成して協働コミュニティ課へ提出して下さい。

提出書類 ふりかえりシート、自己評価票（両者の意見等をまとめ一つ作成します）

5 評価（報告）会の実施

平成24年5月中旬に国分寺市協働事業審査会による報告会兼評価会を実施します。詳しくは別途通知します。

6 評価結果の公表

国分寺市協働事業審査会による評価の結果は、団体及び市担当課に通知するとともに、市ホームページで公表します。

11. 提出書類

- 1 提案書（様式第 1 号）
- 2 企画書（様式第 2 号）
- 3 収支予算書（様式第 3 号）
- 4 団体概要書（様式第 4 号）
- 5 定款または規約
- 6 会員名簿（役員 3 人，市民 5 人以上が確認できるもの，確認のみで書類は返却します）
- 7 平成 22 年度予算関係書類及び平成 21 年度決算関係書類（団体全体のもの）
- 8 平成 22 年度法人市民税納税証明書（コピーで可，納税義務のない団体は不要）
- 9 その他市長が必要と認めるもの

なお，団体の活動がわかるパンフレットやチラシなども提出して下さい。

また，提案書等の様式データは市ホームページに掲載されていますので，ダウンロードして作成して下さいをお願いします。

12. 提出期間

平成 22 年 7 月 1 日（木）午前 9 時から 7 月 30 日（金）午後 5 時（土・日・祝日を除く）までに，市民生活部協働コミュニティ課（市役所第 3 庁舎 1 階）に直接持参して下さい。

受付は，午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）までです。

なお，受付時に提出書類一式を確認した上で受理いたします。必ず提出日時をあらかじめ下記担当までお知らせ頂き，予約を行ったうえでお越し下さるようお願いいたします。

提出期限を過ぎた場合，一切受理はいたしません。期限厳守でお願いします。

応募を希望する団体は 7 月 23 日までに
提案事業の概要を協働コミュニティ課へお知らせ下さい

問い合わせ・連絡先

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課 協働推進係
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1 国分寺市役所第 3 庁舎 1 階
TEL：042-325-0111(内 363) FAX：042-328-1311
E-mail：community@city.kokubunji.tokyo.jp